

大分県報

令和五年
第四〇八号
五月十二日

(金曜日)

目次

告示

指定漁船調書の縦覧……………

公告

令和五年度毒物劇物取扱者試験の実施……………
土地改良区の役員の就退任……………

○告示

大分県告示第二百三十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和五年五月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

速見郡日出町三百三十三の四十九

首藤 俊裕

速見郡日出町二千七百二十四

川野 和則

速見郡日出町二千七百九十一の二

川野 武城

令和五年五月十二日

大分県報（告示・公告）

○公告

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第八条第一項第三号の規定により、次のとおり毒物劇物取扱者試験を実施する。

令和五年五月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 試験の日時

令和五年八月一日（火曜日）午前十時から

二 試験の場所

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館二階正庁ホール

大分県庁舎新館十四階大会議室

大分市豊饒二丁目十一番三号

公益社団法人大分県薬剤師会

三 試験の種類

1 一般毒物劇物取扱者試験

2 農業用品目毒物劇物取扱者試験

3 特定品目毒物劇物取扱者試験

四 試験科目

大分県報（告示・公告）

1 筆記試験

- (一) 毒物及び劇物に関する法規
- (二) 基礎化学
- (三) 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第二に掲げる劇物に限る。2において同じ。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

2 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

五 提出書類

- 1 受験願書（大分県福祉保健部薬務室ホームページからダウンロードすること。また、大分県福祉保健部薬務室及び各保健所（保健部）でも配布する。） 正副各一通
- 2 履歴書（大分県福祉保健部薬務室ホームページからダウンロードすること。また、大分県福祉保健部薬務室及び各保健所（保健部）でも配布する。） 一通
- 3 戸籍抄本 一通
- 4 写真（左記の条件を満たすもの） 一枚
 - (一) 受験願書提出前六箇月以内に撮影したものであること。
 - (二) 正面、上半身、無帽のものであること。
 - (三) 縦四センチメートル、横三・五センチメートルのものであること。
 - (四) 裏面に氏名及び生年月日を記入すること。

六 書類の提出先

- 1 県内居住者（郵便による申込みは、受け付けない。）
住居、勤務地等を所管する保健所（保健部）
- 2 県外居住者（郵便による申込みも受け付ける。）
大分市大手町三丁目一番一号（郵便番号 八七〇―八五〇二）
大分県福祉保健部薬務室

七 受付期間及び受付時間

- 1 受付期間
令和五年五月二十九日（月曜日）から同年六月九日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）。ただし、郵便による申込みは、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。
- 2 受付時間

八 受験手数料
午前八時三十分から午後五時十五分まで
一万五百円（受験願書提出の際に現金で納入すること。）

九 その他

- 1 その他詳細については、最寄りの保健所（保健部）又は大分県福祉保健部薬務室に問い合わせること。
- 2 応用化学に関する学課修了者については、既に資格取得要件を満たしている場合があるので、最寄りの保健所（保健部）又は大分県福祉保健部薬務室に問い合わせること。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、須ノ原地改良区（日田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があつた。

令和五年五月十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

| （退任役員） | | （就任役員） | |
|--------|--------------|--------|----------------|
| 役名 | 氏名 | 役名 | 氏名 |
| 監事 | 濱田 忠利 | 監事 | 長尾 亮二 |
| 住 所 | 日田市大字東有田四七番地 | 住 所 | 日田市大字東有田一〇六三番地 |